2015 年 5 月 15 日号

リスクフラッシュ 207 号(第 6 巻 第 5 号)

Risk Flash No.207(Vol.6 No.5)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
発行責任者：リスク研究センター長　久保英也

教育の視点

本学のアクティブラーニングを推進する e-ラーニングシステム・SULMS

特任講師　庄司一也（しょうじかずや）

いま、多くの大学で教育・学習の在り方が問われています。とりわけ、従来の一方向的な知識伝達型授業という受動的学習から脱却した、能動的・主体的な学習形態である「アクティブラーニング」が注目されています。

文部科学省・中央教育審議会の定義によると、アクティブラーニングとは、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。…（以下略）」とされています。

つまり簡単に説明すると、授業を聴くだけという受け身型の学習だけでなく、「書く・話す（議論する）・発表する」といった、主体的に授業に参加する学習形態のことを指します。

もちろん本学における従来型（の通学制）授業においても、上記のような「書く・話す（議論する）・発表する」といった活動は積極的に取り入れられていますが、さらに本学で導入されている e-ラーニングシステム・SULMS を活用することで、これらの活動を大きく推進することと付加価値を期待することができます。

たとえば、「書く」ということであれば、オンラインレポートやオンライン小テスト等で、書く力（特に IT リテラシー）を養うことができるほか、教員からフィードバックにより双方向性も確保できます。

また「話す（議論する）」ということであれば、電子掲示板（フォーラム）機能を利用することによって、通常のリアルタイムとは違い「話す内容を事前に考えて（吟味して）」WEB 上の話し合い・議論ができるという IT コミュニケーションの向上にも寄与します。

「発表する」ということでは、上記の電子掲示板機能を利用するほか、たとえば「映像関係の授業」であれば、映像ビデオ等を撮影し SULMS にアップすることによって、自己の意見やコメント等を付けた形で発表・公開することができます（メディアリテラシーの向上）。

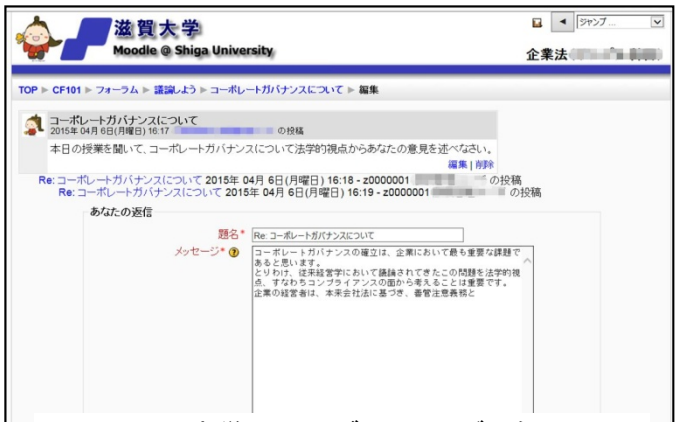

※　本学アクティブラーニングの例
SULMS の電子掲示板を利用して「話す」

このように、本学の e-ラーニングシステム・SULMS を利用することによって、従来の教育・学習環境をより一層向上させ、アクティブラーニングを推進することができるほか、あらたな価値を見出すことができます。アクティブラーニングは授業の理解を深めさせることのほか、主体的な活動の下で社会人に必要とされる態度や技能を育成することができるといったメリットがあるので、今後も SULMS を活用した主体的な学習環境の整備・向上に努めていきたいと思います。

研究紹介

企業結合における偶発事象の会計処理
―論拠の一般性・強固性の検証―

会計情報学科准教授　赤塚尚之（あかつかなおゆき）

企業結合の会計処理（国際財務報告基準＜以下、IFRS と呼ぶ＞第 3 号）は、取得時点において、（一部の例外を除き）すべての負債を「公正価値」によって測定することを原則と定めています。このような規定の提案に際し、国際会計基準（以下、IAS と呼ぶ）第 37 号が対象とする負債項目の会計処理に変更の必要が生じ、国際会計基準審議会（IASB）は「負債プロジェクト」をつうじた規定改正、さらには新規の IFRS 策定に向けた活動を行ってきました（現在は中断）。つまり、企業結合会計における提案が、負債の会計処理の変更を促すきっかけとなったことは、間違いありません。

それを踏まえ、本研究は、企業結合における論理が、IAS 第 37 号における処理をはじめとする企業結合以外のシチュエーションにどのような影響を及ぼしうるのか、つまり、①企業結合における論理が一般性・強固性を有したものであると認められ、IFRS 第 3 号に準じてそれぞれの基準を改訂していくべきであるのか、②企業結合における論理は企業結合に固有の論理であり、他基準に及ぼす影響は限定的であるのかという問題意識を形成しました。

本研究は、負債会計の検討に際し、どの程度企業結合の論理が取り入れられようとしているか（言及されているか）、主としてオーストラリア会計基準審議会（AASB）の Occasional Paper（Liabilities―The Neglected Element: A Conceptual Analysis of the Financial Reporting of Liabilities）の解題をつうじて確認しました。負債会計の論点を、定義、認識、測定、表示・開示に分けた場合、影響を及ぼすと考えられるのは、認識と測定です。結論をいえば、企業結合における論理は、将来キャッシュアウトフローを生むバイナリーな事象（ある事象の結果が 2 つしかない）において、その期待値を適用する論拠として援用できる可能性があると認められます（Occasional Paper, paragraphs 4.79-4.80）。また、誤解を恐れずにいえば、企業結合における論理は、上述②のとおり、固有の論理としての側面がより強いというのが、本研究から導かれた暫定的な結論です。

以上より、Occasional Paper の解題に焦点を当てた近々に公表される拙稿は（現在、掲載誌を調整中です）、企業結合に直接に焦点を当てたものとはならず、期待はずれとのおしかりを頂戴するかと思いますが、日本において Occasional Paper に焦点を当てた成果物は、拙稿が初めてであると自負しております。その点において、非常に有意義な研究機会を頂戴することができたと自負しております。いずれの機会にご高覧いただければ幸いです。

リスク研究センター通信

本日、平成 27 年 5 月 15 日（金）第 17 回滋賀大マルシェ 「環境こだわり農産物 新緑の収穫祭」～農家からあなたに届ける最高の贈り物～おいしい夏野菜やお米、自慢の惣菜やスイーツなどを持参します。

詳しくは

http://www.shiga-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/04/marche-chi.2015.5.pdf

をご覧ください。

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】
1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】
1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量が一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】
1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】
1. 配信メールが回線上の問題（メールの遅延，消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】
1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変して blog 等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

＊当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、菊池健太郎、
金秉基、久保英也、柴田淳郎、得田雅章、山田和代

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局 (Office Hours:月ー金 10:00-17:00)
〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189
e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp
Web page : http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2